

上場投資信託 受益者名義登録停止のお知らせ

下記の各上場投資信託（以下「各ファンド」といいます。）について、各ファンドの投資信託約款の規定により、収益分配金の支払いを受ける受益者を確定するため、各ファンドの計算期間の末日の翌日から30日間、名義登録を停止しますのでお知らせいたします。

各ファンドの受益証券の所有者で受益者名義登録を行っていない方は、至急、販売会社等で登録手続きをお取り下さい。

なお、各ファンドは平成20年1月より投資信託の振替制度に移行しております。お手許に受益証券を保有されている方が、金融商品取引所（証券取引所）にてファンドの受益権を売却される場合には、あらかじめ、受益証券から振替口座簿へ受益権を移行（記載または記録）する必要があります。受益者名義登録の際に、あわせて販売会社等の所定の手続きによる移行のお手続きをお願いいたします。

【対象ファンドの名称および当計算期間の末日】

日経225連動型上場投資信託	平成26年7月8日
TOPIX連動型上場投資信託	平成26年7月10日
日経300株価指数連動型上場投資信託	平成26年7月10日
TOPIX Core 30連動型上場投資信託	平成26年7月15日
東証銀行業株価指数連動型上場投資信託	平成26年7月15日

以上

平成26年6月16日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社